

高知県観光功労者表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高知県観光産業の振興発展に特に功績が顕著なもの表彰することを目的とする。

(表 彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当し、その功績が特に顕著なものについて知事がこれを行うものとする。

- (1) 観光事業の開発促進及び観光資源の保護育成、並びに観光サービス思想の普及等高知県の観光推進に寄与した功績が、特に顕著であること。
- (2) 人格、見識ともに他の模範とするにふさわしい人であること。
- (3) 公益財団法人高知県観光コンベンション協会、市町村観光協会等観光推進に関する団体の役員に就任し、おおむね10年以上（市町村観光協会及び観光推進に関する団体では、15年以上）の活動歴を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

- (1) 観光産業において、過去にこれと同等以上の表彰を受けたもの。
- (2) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 次のいずれかに該当すると認めるもの

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの

イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

ウ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所

の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと知事が認めるもの(推薦の方法)

第3条 推薦者は、各市町村長及び公益財団法人高知県観光コンベンション協会会長とし、別記第1号様式による候補者調書及び別記第2号様式による功績調書により知事に推薦するものとする。

(被表彰者の選考)

第4条 表彰すべき者の選考は、高知県観光功労者表彰選考委員会の審査によるものとする。

2 前項の高知県観光功労者表彰選考委員会は、観光振興部長、観光振興部副部長、観光政策課長、国際観光課長、地域観光課長及びおもてなし室長をもって構成するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び金品を授与して行うものとする。

表彰の日時等の詳細は、表彰者決定後に通知するものとする。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に対して必要な事項は知事がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 7 日から施行する。

第1号様式

候補者調書

ふりがな 氏名	
現住所	〒
期間	主要経歴（年月日順に記載）
年月日から 年月日まで	
功績の概要	

担当部署 _____ 担当者 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

第2号様式

功 績 調 書

ふりがな

氏 名

現住所 〒

生年月日 年 月 日 () 歳

- 1 性 行 (品位、性行等、簡潔に記載のこと)
- 2 学 歴 (最終学歴を記載のこと)
- 3 表彰歴
- 4 事 項 (功績事項別に具体的事項をあげて記載のこと)